

予算書提出及び作成の留意事項等

近畿厚生局健康福祉部保険課

- 
- I 予算書提出及び作成の留意事項
 - II 保険料率変更の留意事項
 - III 規約変更時における規約変更書の記載
に関する留意事項
 - IV その他、組合事務の留意事項

I 予算書提出及び作成の留意事項

予算書提出の留意事項

- ・原則、e-Gov(電子申請)により PDFで提出
- ・e-Govが使用できない組合に限り、従来どおり紙での提出

予算書提出の留意事項

1 e-Gov(電子申請)による提出

(1) 令和8年度収入支出予算届出書（一式）

- ① 予算届出書（鑑）
- ② 予算概要表（その1～その6）
- ③ 予算書
- ④ 前年度決算残金処分予定額内訳及び前年度末準備金保有率、
本年度末準備金保有率
- ⑤ 病院診療所収入支出見込表（該当する組合のみ）
- ⑥ 直営保養所収入支出見込表（該当する組合のみ）
- ⑦ 中期財政運営見通し（該当する組合のみ）
- ⑧ 診療報酬等未払金返済計画書（該当する組合のみ）
- ⑨ 組合会会議録（写）（原本証明したもの）
- ⑩ 準備金限度内部分にかかる積立計画（該当する組合のみ）

(2) 令和8年度収入支出予算概要表等

- ① 予算概要表（その1～その6）
- ② 病院診療所収入支出見込表（該当する組合のみ）
- ③ 直営保養所収入支出見込表（該当する組合のみ）

予算書提出の留意事項

(3) 提出方法

- ① 「(1) 令和8年度収入支出予算届出書（一式）①～⑩」と「(2) 令和8年度収入支出予算概要表等①～③」をそれぞれPDFファイルにし、2つのPDFファイルを同時に添付することなく、1部ずつ提出すること。
 - ② 「(1) 令和8年度収入支出予算届出書（一式）」がe-Govの添付ファイルの上限により届出できない場合は、⑨組合会会議録（写）だけ切り離し、それぞれPDFファイルにしてあわせて提出すること。
- ※ 添付ファイル サイズ上限
- ・ 1申請当たりの送信可能容量：合計99MBまで
 - ・ 1ファイル当たりの送信可能容量：50MB以下
- ③ ファイル名は次のとおりとし、数字については半角入力とすること。
(例) 大阪府に所在する□□健康保険組合
組合コード_大〇〇〇_□□_令和8年度予算届出書（一式）
 - ④ 提出後に差し替えを行う場合は、ファイル名の先頭に【差替】を記載し、書類一式を提出すること。

(例)

【差替】組合コード_大〇〇〇_□□_令和8年度予算届出書（一式）

予算書提出の留意事項

2 紙による提出

ネットワークに接続する通信環境を有していないなど、e-Govが使用できない組合に限る。

(1) 令和8年度収入支出予算届出書（一式）

P. 5の「(1) 令和8年度収入支出予算届出書（一式）」に記載のとおり

(2) 提出方法

- ① 届出書類の規格は、日本工業規格A列4番（A4）を使用すること。
- ② 届出にあたっては片面印刷とし、①～⑩の順に並べ、クリップ留めを行った上、1部提出すること。
- ③ 紙で提出された様式を当局でPDF化し、データで本省に報告するため、ホッチキス留めは厳禁。また、製本もしないこと（特に組合会議録）。

予算書提出の留意事項

※紙による提出は、e-Govが使用できない組合に限ります。

No.	文書名	参考	提出形式	
			電子	紙
1	予算届出書		e-Govにより PDFで提出 ※PDFは1つに まとめること ※e-Govの添付 ファイルの上限 により届出でき ない場合は、9 組合会会議録 (写)だけ切り 離し、それぞれ PDFファイルに してあわせて提 出すること。 郵送により 1部提出 ※A4用紙に 片面印刷 ※No.1~10 の順に並べて クリップ留め ※ホッチキス、 製本は厳禁	
2	収入支出予算概要表	別添(2)		
3	予算書			
4	前年度決算残金処分予定額内訳及び前年度末準備金保有率、本年度末準備金保有率	別添(2) 別表(1)、 別添(2) 別表(1) - 1		
5	病院診療所収入支出見込表 (該当組合のみ提出)	別添(2) 別表(2)		
6	直営保養所収入支出見込表 (該当組合のみ提出)	別添(2) 別表(2) - 1		
7	中期財政運営見通し (該当組合のみ提出)	別添(3)		
8	診療報酬等未払金編成計画書 (該当組合のみ提出)	別表2		
9	組合会の会議録(写)			
10	準備金限度内部分にかかる積立計画 (該当組合のみ提出)	別表3(様式1)		

No.	文書名	参考	提出形式	
			電子	紙
1	収入支出予算概要表	別添(2)	e-Govにより PDFで提出 ※PDFは1つに まとめること ※厚生局でス キャン	提出不要
2	病院診療所収入支出見込表 (該当組合のみ)	別添(2) 別表(2)		
3	直営保養所収入支出見込表	別添(2) 別表(2) - 1		

予算書提出の留意事項

＜提出期限及び提出先＞

提出期限：令和8年3月31日（火）（必着）

提出先：近畿厚生局健康福祉部保険課

予算書作成の留意事項

事例 1：規約に定めのない予備費

- 規約の「予備費の費途」に定めのない介護勘定の予備費を予算立てていた。
 - 規約「予備費の費途」に介護勘定について定めていない場合には、予算において介護勘定の予備費を立てることはできません。
 - 規約に定めていない費目へは予備費を充當できません。

事例 2：財政調整事業繰越金の処理誤り

- 任意継続被保険者が3月に前納した調整保険料を、翌年度に繰り越していない。
 - 任意継続被保険者が3月に前納した保険料のうち、調整保険料については、決算残金処分において、財政調整事業繰越金として繰越しする必要があります。
(款) 調整保険料収入(目) 財政調整事業繰越金に、過去の実績等に基づき算出し予算計上してください。

予算書作成の留意事項

事例3：予算科目の設定もれ

- ・ (款) 国庫補助金収入 (目) 高齢者医療支援金等負担助成事業費等の予算科目の未設定により、補助金決定後、予算の変更を届出。
☆ 国庫補助金等を当該年度に交付される見込みがある場合には、予算計上してください。
なお、**名目計上で差し支えありません。**

事例4：繰越金の予算額の見込み違い

- ・ 決算残金処分において予算額を超える繰越金を計上している。
🚫 令和8年度予算で見込んだ繰越金 < 令和7年度決算残金処分後に確定した繰越金
- ☆ 予算で見込んだ繰越額を上回る繰り越しは認められません。
- ☆ 決算残金処分で確定した繰越額が、予算額を超える場合には予算変更の届出が必要となります。

予算書作成の留意事項

事例5：会議録の記載不備

- ・ 組合会会議録への記載について、規約に定められている内容を記載していない。
 - ☆ テレビ会議による組合会を開催した場合
テレビ会議を活用しての組合会開催時には、その会議録にテレビ会議で組合会を開催した旨等、開催方法を詳細に記載してください。
 - ☆ 議員が代理出席した場合
代理を行った議員のみならず、代理を受けた議員の氏名も明記してください。

II 保険料率変更の留意事項

保険料率変更の留意事項

1 認可申請を要するもの

(1) 一般保険料率の変更（健康保険法第160条第13項）

一般保険料率を変更し、調整保険料と合算した保険料率に変更が生じる場合

例 1) 一般 80.7% + 調整 1.3% (82%) → 93.7% + 1.3% (95%)

例 2) 一般 78.6% + 調整 1.4% (80%) → 86.7% + 1.3% (88%)

例 3) 一般 93.7% + 調整 1.3% (95%) → 88.6% + 1.4% (90%)

→ 一般保険料率変更認可申請書を提出

(2) 負担割合の変更（健康保険法第161条第1項、第162条）

例) 事業主 42% : 被保険者 40% → 事業主 46.5% : 被保険者 44.5%

→ 規約変更認可申請書を提出

※ 一般保険料を変更しても、負担割合を折半として規約に定めている場合は提出不要

保険料率変更の留意事項

2 届出を要するもの

一般保険料率を変更したものの、調整保険料と合算した保険料率に変更が生じない場合（健康保険法附則第2条第9項）

例) 一般 93.7% + 調整 1.3% (95%) → 93.6% + 1.4% (95%)

→ 一般保険料率変更届出書

3 届出を要しないもの

(1) 調整保険料率の変更のみの場合（一般保険料率は変更しない）

例) 一般 93.7% + 調整 1.3% (95%) → 93.7% + 1.4% (95.1%)

(2) 一般保険料率に変更が生じない基本保険料率及び特定保険料率の変更

4 介護保険料率の変更について

年度当初（3月分保険料4月収納）から変更させる場合のみ、収入支出予算概要表（介護保険分）（その5）に新しい保険料率を記載することをもって、料率変更の取り扱い（届出不要）としています。

年度途中で介護保険料率の変更を行う場合には、厚生局に変更の届出が必要です。

保険料率変更の留意事項

＜提出期限及び提出先＞

提出期限：令和8年2月16日（月）（必着）

提出先：近畿厚生局健康福祉部保険課

認可申請及び届出には組合会会議録の添付が必要です。

組合会の開催が提出期限直前又は期限後で期限に間に合わない場合は、厚生局にお問い合わせください。

令和8年度予算書の提出について、近畿厚生局ホームページに掲載しています。

The screenshot shows the Kinki Regional Bureau of Health and Welfare website. A red arrow points from a blue box labeled ① 下にスクロール (scroll down) to a red box around the '健康保険組合' (Health Insurance Organization) category in a grid of search results. Another red arrow points from a blue box labeled ② クリック (click) to the same category.

① 下にスクロール

② クリック

その他の注目情報

年金記録の訂正請求

年金・健康保険に関するお問い合わせ

不審な電話にご注意ください

年金について知りたい

取り組み紹介（フォトレポート）一覧

● 知りたい分野から探す

● 厚生局の業務・役割から探す

保険医療機関、保険医等
医薬品等[輸入確認]
食品衛生
各種養成施設
健康保険組合
医師・歯科医師臨床研修
地域包括ケアシステム
年金
麻薬取締
再生
その他の分野

▶ 健康保険組合の方へ

③クリック

近畿厚生局

Kinki Regional Bureau of Health and Welfare

Google カスタム検索 検索 ご意見・ご要望 お問い合わせ(ご質問)

文字サイズ 編小 拡大 色合い 標準 青 黄 黒 →厚生労働省

ホーム アクセス 申請等手続き 業務内容 近畿厚生局について 調達情報 情報公開 管轄法人等

近畿厚生局 > 業務内容 > 保険課

更新日:2022年12月1日

保険課

よくあるご質問
パンフレットダウンロード
採用情報
地方厚生局麻薬取締部

保険課は、健康保険組合に対する指導・監督のほか、全国健康保険協会各府県支部に対する立入検査等を通じて、健康保険制度の健全かつ円滑な運営に取り組んでいます。

業務

- 健康保険組合の行う業務についての指導及び監督
- 全国健康保険協会本部の行う業務の検査

申請・届出等の手続案内

- 健康保険組合認可申請書等一覧(PDF:124KB)
- 規約変更認可申請書関係書類一覧(ワード)
- 規約変更書附則の記載例(ワード)
- 認可申請書等様式例

④下にスクロール

情報・業務実績

- ・[令和8年度予算書の提出及び保険料率変更についての留意事項](#)
- ・[健康保険組合に関するよくあるご質問Q&A](#)
- ・健康保険組合実地指導監査の結果
 - ・[令和6年度の健康保険組合への実地指導監査における主な指摘事項](#)
- ・全国健康保険協会、健康保険組合連合会のホームページ（外部サイト）にリンクしておりますので、参考にご覧ください。（2024年8月時点のURLです。）
 - ・[全国健康保険協会](#)
 - ・[健康保険組合連合会](#)
 - ・[健康保険組合連合会大阪連合会](#)

III 規約変更時における規約変更書の記載に関する留意事項について

◆新旧条文対照表による規約変更書の作成について

規約変更の認可申請の効率化のため、新旧条文対照表を用いて規約変更を示すことも可能とします。

当該方法を用いる場合は、別途新旧条文対照表を作成する必要はありません。

【新旧条文対照表を用いた規約変更書のイメージ】

- ▶ ○○組合の規約の一部を次の表のように改正する。
 - ▶ (傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(組合の事務所) 第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。 事務所 所在地 <u>大阪府○○</u> (削る) (削る)	(組合の事務所等) 第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。 <u>主たる事務所</u> 所在地 <u>兵庫県△△</u> <u>従たる事務所</u> 所在地 <u>京都府■■</u>
(議員の任期) 第7条 (略) 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。 <u>ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。</u>	(議員の任期) 第7条 (略) 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。

(予備費の費途)

第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることで
きる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) (略)
- (2) ○○
- (3) • (4) (略)
- (5) ●●
- (6) ~ (8) (略)

(施設の利用等)

第69条 この組合において設置した施設の利用方法及
び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

2 この組合において、保健事業として実施する
被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は、
組合会の議決を経て別に定める。

第70条の2 削除

(削る)

(予備費の費途)

第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることで
きる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) (略)
- (2) △△
- (3) • (4) (略)
- (5) ▲▲
- (6) ~ (8) (略)

(新設)

(在宅療養の環境整備の貸付)

第70条の2 この組合においては、法第150条の規
定により、被保険者及びその被扶養者の在宅療
養の環境整備の貸付事業を行う。

2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目につい
ては、組合会の議決を経て別に定める。

(出産費貸付)

第70条の3 この組合においては、法第150条の規
定により、被保険者及びその被扶養者の出産費
に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸
付事業を行う。

2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目につい
ては、組合会の議決を経て別に定める。

附則 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

IV その他、組合事務の留意事項 について

その他、組合事務の留意事項について

◆収入支出の出納事務の完結について

会計年度終了（3月31日）後、その1年間になされた収入支出の実績について決算を行いますが、その年度において決定されたすべての収入支出について、事務処理の都合上3月31日までに現金出納事務を終えることができないものが生じてきます。

そのため、「健康保険組合における収入支出の会計年度所属区分の取扱いについて」（昭和35年4月19日付け保発第31号厚生省保険局長通知）並びに「健康保険組合の会計年度の取扱について」（平成2年11月22日付け保険発第101号厚生省保険局保険課長通知）に基づき、収入支出の所属年度をはっきりさせるとともに、最終的に確定させるための期限として、以下のとおり出納の整理期限が定められています。

収入金の収納 → 翌年度5月31日限り

支出金の支払い → 翌年度4月30日限り

その他、組合事務の留意事項について

- 予算変更は、**3月31日まで**に行う必要があります。
(予算変更日は、予算変更届を厚生局が受付した日以降となります。
出納整理期間4/1～5/31においての届出はできません。)
- 準備金又は別途積立金の繰替使用をした金額は、
3月31日までに返還が必要です。
- 他の勘定から一時借入した金額は、
3月31日までに返還が必要です。